

岩手県告示第466号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、次のとおり農用地利用配分計画を認可した。

令和3年6月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 賃借権又は使用貸借による権利（以下「利用権」という。）の設定又は移転（以下「設定等」という。）を受ける者 北田忍
ほか56名（別紙のとおり。）
- 2 利用権の設定等を受ける土地 盛岡市乙部6地割14番2ほか224筆（別紙のとおり。）
- 3 2に係る土地について現に公益社団法人岩手県農業公社から利用権の設定を受けている者 農事組合法人となんほか44名（別紙のとおり。）
- 4 利用権の設定等をする者の名称及び住所
 - (1) 名称 公益社団法人岩手県農業公社
 - (2) 住所 盛岡市神明町7番5号
- 5 利用権の内容 別紙のとおり。
- 6 認可年月日 令和3年6月7日

備考 「別紙」は、省略し、岩手県農林水産部農業振興課に備えておいて縦覧に供する。